

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画

2024年4月

東邦ガス株式会社

東邦ガスネットワーク株式会社

目次

第1章	総則	1
1-1	業務計画の目的、基本方針	1
1-2	業務計画の運用	1
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施体制	2
2-1	新型インフルエンザ等対策の実施体制	2
2-2	情報収集及び共有体制、関係機関との連携	3
第3章	新型インフルエンザ等対策に関する事項	4
3-1	感染対策の検討・実施	4
3-2	第一次非常体制における対応	4
3-3	第二次非常体制における対応	5
3-4	第三次非常体制における対応	6
3-5	感染終息（発生段階：「小康期」）に向けた対応	6
第4章	事業継続計画（BCP）	7
4-1	基本方針	7
4-2	継続業務の特定	7
4-3	特定接種の実施	8
第5章	その他	8
5-1	教育・訓練	8
5-2	計画の見直し	8
別表	第1-1 新型インフルエンザ等発生時の組織	9
別表	第1-2 業務分担	10
別表	第2 非常体制発令・解除の権限者	11
別表	第3 体制発令・解除の伝達経路	11
別表	第4 グループ災害対策本部長代行順位	11
別表	第5 指令伝達及び情報連絡経路	12
別表	第6 社外機関に対する通報・連絡の経路	12

第1章 総則

1-1 業務計画の目的、基本方針

この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、東邦ガス株式会社（以下、東邦ガスという。）、及び東邦ガスネットワーク株式会社（以下、東邦ガスNWという。）が行うべき必要な対応・措置を定めるものである。

1-2 業務計画の運用

（1）この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下のとおりとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ② 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。

（2）新型インフルエンザ等発生時は、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※ 治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（2013年6月制定・2017年9月一部変更）」に定めるとおりとする。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 新型インフルエンザ等の被害想定は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に定める以下の内容を参考に判断する。

項目	被害想定		
	重度	中等度	軽度
致命率	2%	0.53%	季節性インフルエンザ並
欠勤率	40%	—	—
流行期間	8週間	—	—

(3) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

発生段階	非常体制の区分※		
	重度	中等度	軽度
未発生期	体制はなし		
海外発生期	第一次非常体制	第一次非常体制	体制はなし
国内発生早期	第三次非常体制	第二次非常体制	第一次非常体制
国内感染期			
小康期	第一次非常体制	第一次非常体制	体制はなし

※ 体制については、上記を原則とするものの、ウイルスの種類により区々であることから、状況に応じて柔軟に対応する。

(4) 非常体制の組織及び業務分担は、別表第1-1、別表第1-2に定める。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を実施する。

(5) 非常体制の発令解除は、別表第2により行うものとする。

- ① 非常体制の発令は、東邦ガス総務部及び人事部（以下「事務局」という。）が政府対策本部・都道府県の決定判断、ならびに新型インフルエンザ等の発生状況について情報収集を行い、第一次非常体制の発令及び第二次非常体制、第三次非常体制への移行が必要と判断した場合、情報・管理室長（第一次非常体制の場合は東邦ガス総務部担当執行役員）、本部長（第二次非常体制及び第三次非常体制の場合は東邦ガス社長）に具申し決定する。
- ② 本部長は、厚生労働省がインフルエンザ等流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。
- ③ 本部長の代行順位は、別表第4のとおりとする。
- ④ 発令及び解除の伝達経路は、別表第3のとおりとする。

2-2 情報収集及び共有体制、関係機関との連携

(1) 平常時より、事務局は、別表第6に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。

(2) 非常体制時には、別表第6に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。

(3) 各支部・班は、得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 感染対策の検討・実施

3-1-1 平常時における対応

- (1) 従業員等への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3-2 第一次非常体制における対応

3-2-1 情報収集及び周知

- (1) 事務局は、別表第6に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 事務局は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

3-2-2 基本的な対応

- (1) 業務の縮小や人員の再配置は行わず、感染予防措置等を徹底していくことで対応する。
- (2) 人事部は在宅勤務の実施に備え、関係部署と協力のうえ、環境を整備する。
- (3) 事務局は第二次非常体制の発令に伴う公共交通機関以外の利用の実施に備え、駐車場確保の準備を行う。

3-2-3 感染予防のための措置

事務局は、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザ等の基礎知識
- ② マスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策や感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
- ③ 必要な職場へマスク、ゴーグル等の感染防止物資の配布
- ④ 人事部に設置する健康相談窓口とその活用方法
- ⑤ 発熱時には直ちに医療機関で受診し、医師の指示に従うこと
- ⑥ 従業員等及びその家族等が新型インフルエンザ等に感染した場合、又は感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、従業員等が取るべき措置に関すること
- ⑦ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
- ⑧ 新型インフルエンザ等発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

3-3 第二次非常体制における対応

3-3-1 情報収集及び周知

- (1) 各支部・班は、別表第6に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各支部・班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

3-3-2 事業運営体制

- (1) グループ災害対策本部を立ち上げ、全社体制を発令する。
- (2) 業務の実施方法・体制等の全社方針を決定する。感染状況に応じて、各支部・班の判断で必要な追加対策等を実施する。
- (3) 各支部・班は、第三次非常体制に移行しBCP発動に伴う業務縮小に速やかに移行できるよう準備を行う。

3-3-3 基本的な対応

- (1) 供給維持業務とそれを支援する業務(※)の継続を考慮した体制を検討する。
※ 4-2 継続業務の特定を参照
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、お客さま接点(面对)業務の実施方法を決定する。
- (3) 供給維持業務とそれを支援する業務の要員は、状況に応じ公共交通機関を利用せず、車、自転車、徒歩等で通勤する。公共交通機関の利用が避けられない場合は、時差出勤や在宅勤務を最大限活用する。
- (4) 状況に応じて在宅勤務を活用する。

3-3-4 感染拡大予防のための措置

事務局は、第一次非常体制における措置に加えて、以下の項目等に取り組む。

- ① 国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ② 従業員等及びその家族等が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③ 会議・集会・出張に加えて、教育研修・イベント等の延期若しくは中止、又はオンラインでの開催の検討をするように各支部、班に指示する。
- ④ 事業所入所の際の感染防護措置(手洗い・うがい・検温など)実施、サージカルマスクの室内常時着用等の感染防護対策を徹底する。
- ⑤ 訪問先での作業においては、必要に応じて、N95マスク、防護服、ゴーグル、手袋等の防護用品も併せて使用すべきことを周知徹底する。
- ⑥ 国及び地方公共団体の指示に基づき、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
- ⑦ 国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族等、又は患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族等に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

3-4 第三次非常体制における対応

3-4-1 情報収集及び周知

- (1) 各支部・班は、別表第6に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各支部・班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

3-4-2 事業運営体制

- (1) グループ災害対策本部を立ち上げ、全社体制を発令する。
- (2) 各支部・班は事業継続（BCP発動に伴う業務縮小）を前提として体制に移行する。

3-4-3 基本的な対応

- (1) 原則、「供給維持業務」、「支援業務」、「一部の営業関連継続業務」に限定し事業を継続する。
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、原則としてお客さま接点（面对）業務は全て中止する。
- (3) 供給維持業務とそれを支援する業務の要員（関係会社社員や協力会社社員も含む）は、人数を絞り込んだうえで対応する。対応期間中は、これらの要員を複数班に分けて、原則2週間程度で交代することを目安としたローテーションを行う。
- (4) 公共交通機関を利用せず、車、自転車、徒歩等で通勤する。但し、感染状況に応じ、業務継続拠点にて籠城するに加え、籠城要員以外は在宅勤務を活用し効果的な対応を図る。
- (5) 「供給維持業務」、「支援業務」、「一部の営業関連継続業務」の要員以外は、原則として出社せず、在宅勤務を最大限活用する。

3-4-4 感染拡大予防のための措置

3-3-4に準ずる。

3-5 感染終息（発生段階：「小康期」）に向けた対応

各支部・班は下記の対応策を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等からの回復者のリストアップと要員の確保見通しの検討。
- ② 流行終了後に回復させる業務の順位付けの確認。
- ③ 消費した衛生資材等の数量把握と不足分の補充。

第4章 事業継続計画（BCP）

4-1 基本方針

（1）最優先する事項

お客さま、従業員等（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

（2）事業継続計画の基本的考え方

都市ガスの製造・供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。

（3）事業継続計画の発動

原則として国内感染期の状況になり、本部長が必要と判断した場合、事業継続計画を発動する。

4-2 継続業務の特定

（1）継続業務（重要業務）、その他業務の分類及び方針

業務を「A：継続業務」と「B：その他業務」に分類し、新型インフルエンザ等が流行し、本部長が事業継続計画を発動した場合に移行する。但し、グループ災害対策本部又は各支部で協議のうえ、その他業務の一部を継続する場合がある。

区分	名称	内容
A	継続業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務
B	その他業務	「A：継続業務」以外の業務 (被害想定に応じて継続又は中止する業務)

（2）主な業務分類

各支部の業務を以下のとおり分類する。

組織	区分	主な業務
生産支部	A	ガス製造業務、荷役業務、稼働調整業務（配船調整、在庫管理、ガス生産調整他）、発注、決済業務（LNG、LPG）、みなとアクルスエネルギー供給
	B	計画的な設備工事、修繕工事及び検査・点検、教育研修
導管ネットワーク支部	A	供給操作、保安指令・修理、圧力操作、緊急時の圧力検討、防災業務、災害時の情報管理、協力会社対応、緊急性を有する工事、他工事対応、ガス配管材料等の資機材の調達・倉庫からの出庫業務
	B	技術開発、定期保安点検、定期漏洩検査、計画工事、教育研修、開閉栓手配、検針、需要開拓
営業支部	A	電話受付・情報連絡、優先復旧お客さまの機器修理の現地対応、NGV スタンド運営、熱供給運営
	B	営業活動、開閉栓、定期保安点検、機器修理
一般管理	A	対外対応、マスコミ対応、継続システム運転、給与、建物及び付帯設備の維持管理、資金調達・支払手続き、資機材の調達・倉庫からの出庫業務（ガス配管材料等を除く）、電力調達、電力需給調整・管理
	B	研究開発、教育研修、プロジェクト業務、監査、環境関連、イベント

4-3 特定接種の実施

4-3-1 接種対象

特定接種は、別途定める者を対象とする。

4-3-2 接種場所

ワクチンの接種は、東邦ガス本社診療所等で行う。

4-3-3 その他

内閣府が策定する「特定接種の実施要領」に基づき、必要に応じて接種対象や接種場所を見直すものとする。

第5章 その他

5-1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう、計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係る訓練

継続業務の指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務を円滑に実施できるよう訓練する。

(4) 全体訓練

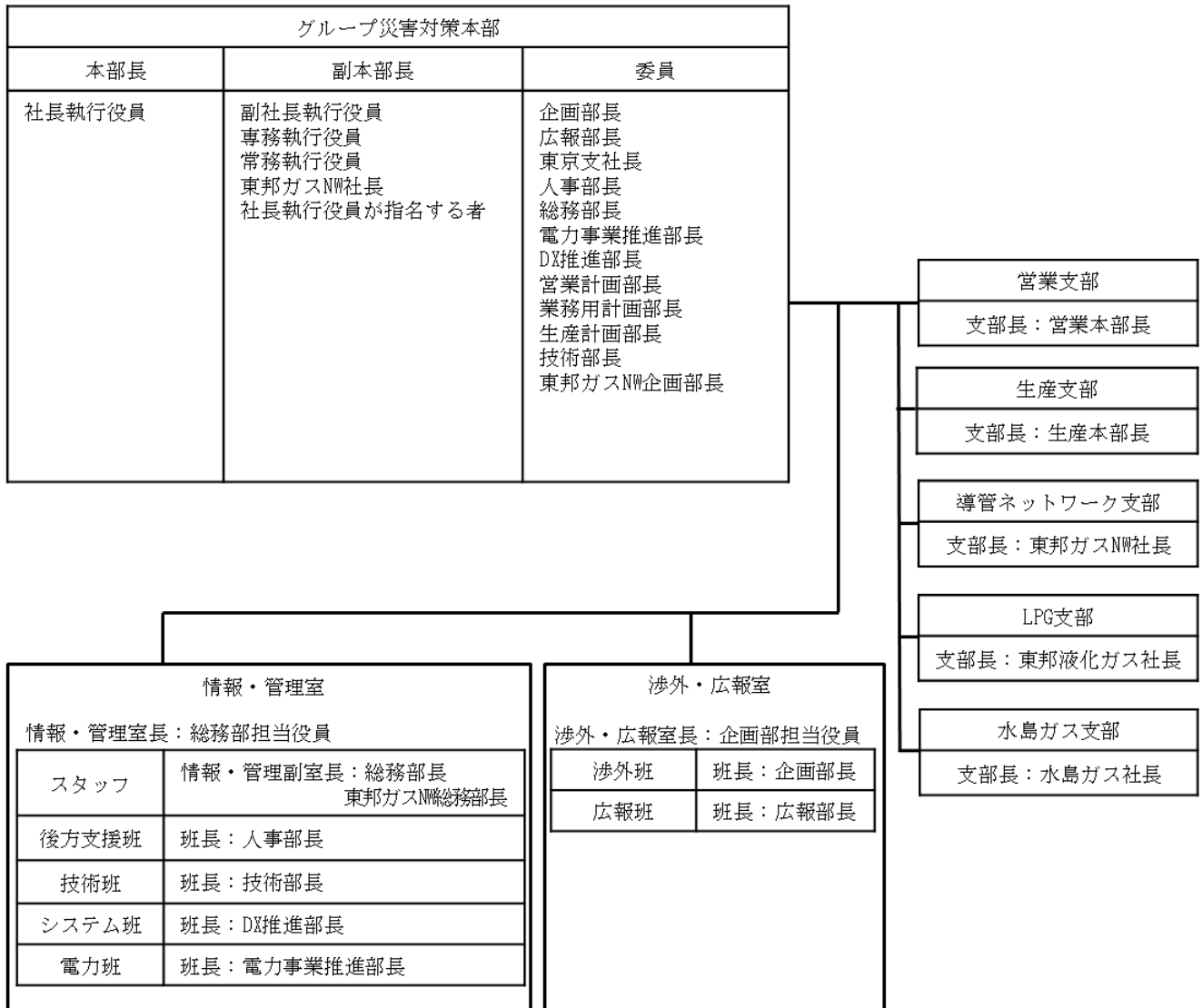
全体訓練として、グループ災害対策本部の設置に始まり、継続業務の遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5-2 計画の見直し

新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は随時見直し必要に応じて、修正を加えるものとする。

※ 以下、会社名の記載等がない部署又は役職（この計画で定めるものを除く）については、東邦ガスの部署又は役職を指すものとする。

別表 第1-1 新型インフルエンザ等発生時の組織



※本部長、室長・支部長及び副室長・班長についてはあらかじめ代行者を定めておく。

※秘書部、監査役室、考査部、内部統制推進部、財務部、原料部、CSR環境部、用地開発推進部、カーボンニュートラル開発部は、情報・管理室に所属する。

※資材部、DX推進部、技術研究所は後方支援班、東京支社は渉外班、事業開発部は広報班に所属する。

※上記の組織構成及び業務分担は標準的な体制であるため、災害の状況等に応じて組織構成及び業務分担の変更を行うものとする。

別表 第1-2

業務分担

組織		主な業務
グループ災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> 各支部、各班の総括 対策・方針の決定 重要な対外発表内容の決定
情報・管理室	スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 各支部、各班の情報の集約、支部間協議への参画 情報の収集・分析・伝達 本社の建物に係る対策 グループ災害対策本部の設営、事務、庶務 グループ会社（関係会社）の情報収集、各社の状況把握 グループ会社（関係会社）からの問い合わせ対応
	後方支援班	<ul style="list-style-type: none"> 社員等の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止に係る諸行動の周知徹底 社外諸機関※1対応、報告（案）の作成、情報受発信 支部、各班への援助計画の作成 資機材の調達、倉庫からの出庫業務（ガス配管材料等を除く） 研究所施設・エネルギー館に係る対策
	技術班	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電設備等に係る対策 建物に係る対策
	システム班	<ul style="list-style-type: none"> コンピューター等のシステム機器に係る対策
	電力班	<ul style="list-style-type: none"> 電気需給管理（調達を含む）、自社及び出資先の発電所の運営管理（再生可能エネルギー事業を含む）、地域新電力の運営管理、対外報告
渉外・広報室	渉外班	<ul style="list-style-type: none"> 社外諸機関※2対応 社外諸機関※2への報告（案）の作成 社外諸機関※2との情報受発信
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> マスコミ対応、マスコミ情報等の収集 マスコミ発表、文（案）の作成 お客さまへの広報活動の支援
営業支部		<ul style="list-style-type: none"> 営業設備に係る対策 お客さまへの広報活動 お客さまの問い合わせ対応
生産支部		<ul style="list-style-type: none"> 生産設備に係る対策
導管ネットワーク支部		<ul style="list-style-type: none"> 事業所等の建物に係る対策 供給設備に係る対策 ガス配管材料等の資機材の調達、倉庫からの出庫業務
LPG 支部		<ul style="list-style-type: none"> 東邦液化ガスグループのLPGに係る供給設備の対策 グループ災害対策本部、情報・管理室との連携
水島ガス支部		<ul style="list-style-type: none"> 水島ガスの都市ガス、LPGに係る供給設備の対策 グループ災害対策本部、情報・管理室との連携

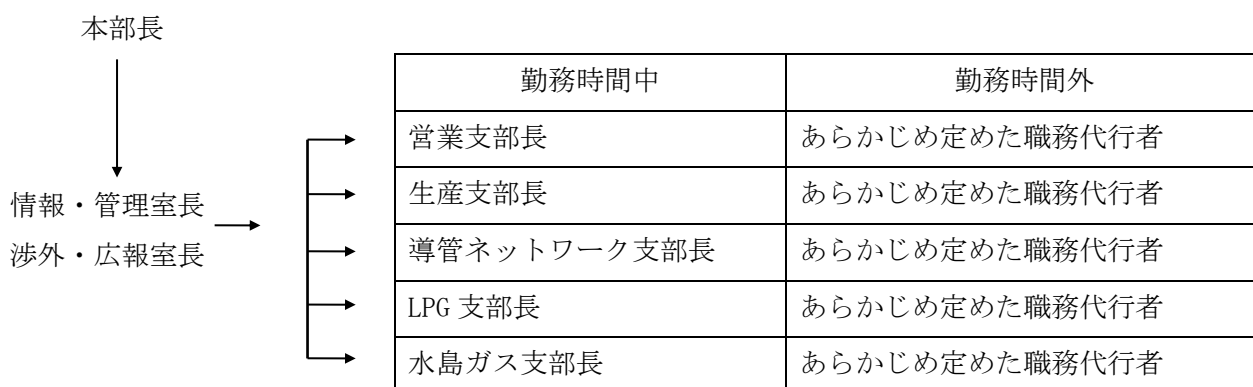
※1：厚生労働省、保健衛生部局、保健所、県医師会等

※2：経済産業省、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本ガス協会、県、市等

別表第2 非常体制発令・解除の権限者

非常体制の区分	発令・解除の権限者
第一次非常体制	情報・管理室長（東邦ガス総務部担当執行役員）
第二次非常体制	本部長（東邦ガス社長執行役員）
第三次非常体制	本部長（東邦ガス社長執行役員）

別表第3 体制発令・解除の伝達経路（本部が設置される場合）

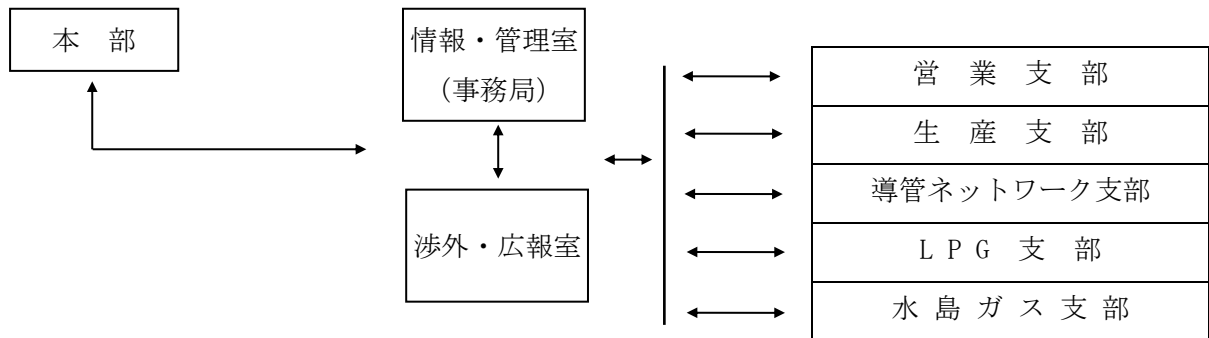


別表第4 グループ災害対策本部長代行順位

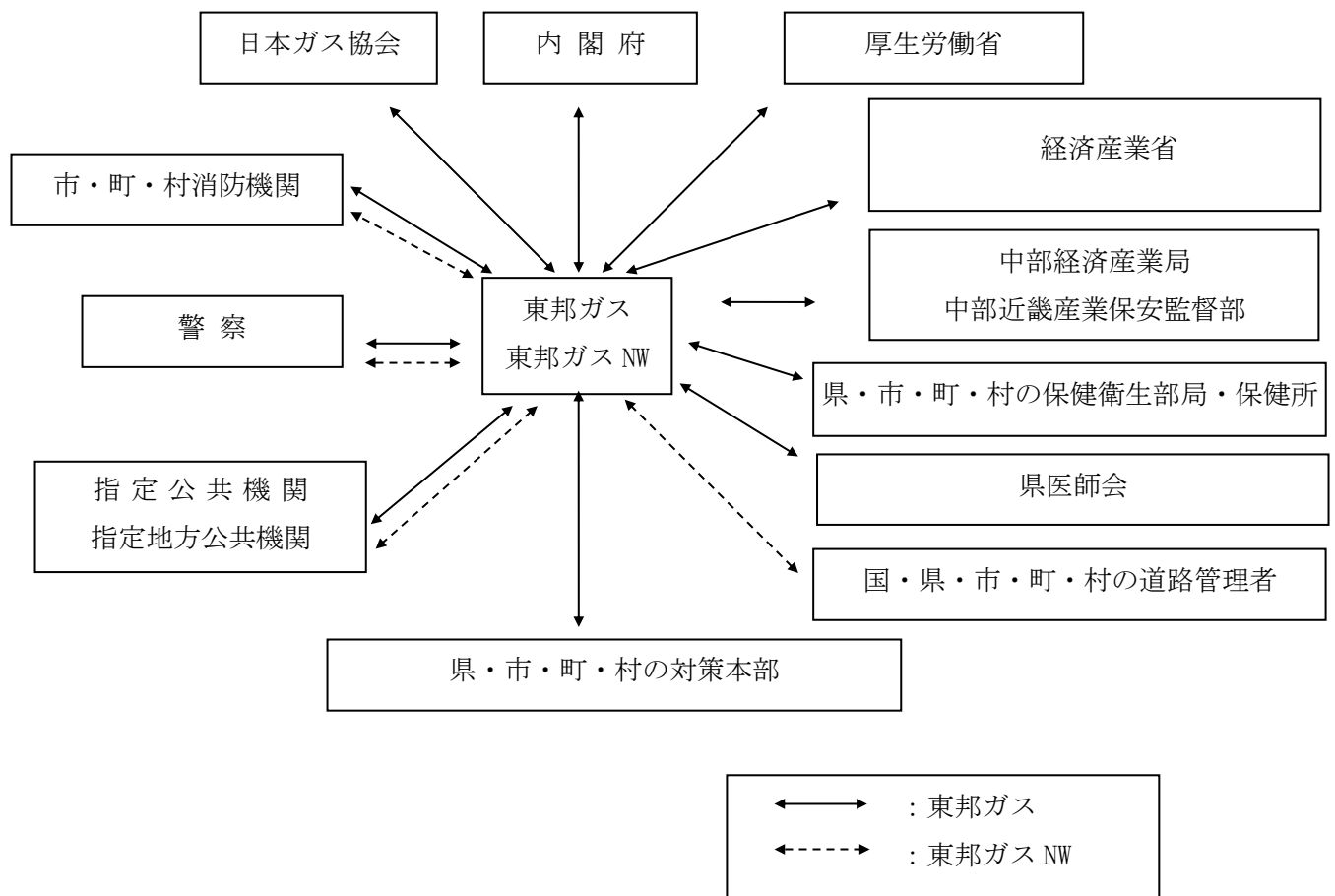
順位	役職
第1位 代行者	東邦ガス副社長執行役員
第2位 代行者	東邦ガス総務部担当執行役員

1. 第1位代行者が複数の場合は、東邦ガス社長執行役員の指名によるものとし、第2位代行者の順位を繰り下げる。
2. 以降は、グループ災害対策本部内の東邦ガス取締役、執行役員の順で上位者がその任にあたる。なお、関係会社（東邦ガスNW含む）の取締役社長に就く者については、その対象から除く。

別表第5 指令伝達及び情報連絡経路



別表第6 社外機関に対する通報・連絡の経路



※上記の経路は原則であり、災害対応上必要な時は、各社で対応する。